

令和 5 年

第 10 回赤穂市教育委員会提出議案參考資料

赤穂市教育委員会

令和5年第10回赤穂市教育委員会提出議案参考資料

資料2 赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱の一部を改正する  
要綱新旧対照表

## 赤穂市アフタースクール子ども育成事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

(目的)	現 行 要 綱	改 正 要 綱
<p>第1条 この要綱は、赤穂市立小学校に就学し、<u>昼間保護者のいない家庭の小学校児童</u>（以下「児童」という。）で、保育を必要とする児童の健全育成を推進することとに、地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とする。</p> <p>（対象者）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（以下「小学校」という。）に就学し、<u>昼間保護者のない家庭の小学校児童</u>（以下「児童」という。）で、保育を必要とする児童の健全育成を推進するとともに、地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とする。</p> <p>（対象者）</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、市内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校（以下「小学校」という。）に就学し、<u>昼間保護者のない家庭の小学校児童</u>（以下「児童」という。）で、保育を必要とする児童の健全育成を推進するとともに、地域における子育て家庭への支援を行うことを目的とする。</p>
<p>第3条 アフタースクールの対象者は、本市の小学校に通学する児童のうち、保護者及び同居の親族その他の者が次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 長期にわたり病氣にかかり、若しくは負傷し、又は精神苦しくは身体に障害を有している場合</p> <p>(3) 略</p> <p>（開設日及び開設時間）</p>	<p>（1）略</p> <p>（2）長期にわたり病氣にかかり、若しくは負傷し、又は精神苦しくは身体に障害を有している場合</p> <p>（3）略</p> <p>（開設日及び開設時間）</p>	<p>（1）略</p> <p>（2）長期にわたり病氣にかかり、若しくは負傷し、又は精神苦しくは身体に障害を有している場合</p> <p>（3）略</p> <p>（開設日及び開設時間）</p>
<p>第6条 アフタースクールの開設日は、次の各号に掲げる日を除いた月曜日から土曜日までとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>（1）略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p>	<p>（1）略</p> <p>（2）略</p> <p>（3）略</p>

第7条 アフタースクールの入所を希望する児童の保護者は、申込書\_\_\_\_\_を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込みがあつたときは、これを審査のうえ許可す

るものとする。

(費用負担)

第10条 アフタースクールの入所を許可された児童の保護者は、保育料として月額6,000円(ただし、8月分については、13,000円)を翌月5日までに口座振替\_\_\_\_\_により、納入しなければならない。

2 前項\_\_\_\_\_に規定するもののはか必要な費用は、別に徴収することができる。(保育料の減免)

第11条 委員会は、次の各号のいづれかに該当する者に係る保育料を減免することができる。

(1)

~

略

(3)

2 前項の減免を受けようとする児童の保護者は、減免申請書\_\_\_\_\_を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、保護者に通知しなければならない。

第7条 アフタースクールの入所を希望する児童の保護者は、申込書\_\_\_\_\_所申込書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の申込みを受けたときは、速やかにその可否を決定し、赤穂市アフタースクール入所承諾(不承諾)決定通知書(様式第2号)により、当該保護者に通知するものとする。

(費用負担)

第10条 アフタースクールの入所を許可された児童の保護者は、保育料として月額6,000円(翌月5日までに口座振替の方法により、納入しなければならない。ただし、8月及び春季休業日又は冬季休業日のみ利用する月の保育料は、別表に掲げる額とする。

2 委員会は、前項に規定するもののほか必要な費用を、別に徴収することができる。(保育料の減免)

第11条 委員会は、次の各号のいづれかに該当する者に係る保育料を減免することができる。

(1)

~

略

(3)

2 前項の減免を受けようとする児童の保護者は、赤穂市アフタースクール保育料減免申請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、赤穂市アフタースクール保育料減免承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により、当該保護者に通知するものとする。

別表(第10条関係)

利用月	保育料
8月	1万3,000円
春季休業日のみ利用する月	4,000円
冬季休業日のみ利用する月	3,000円